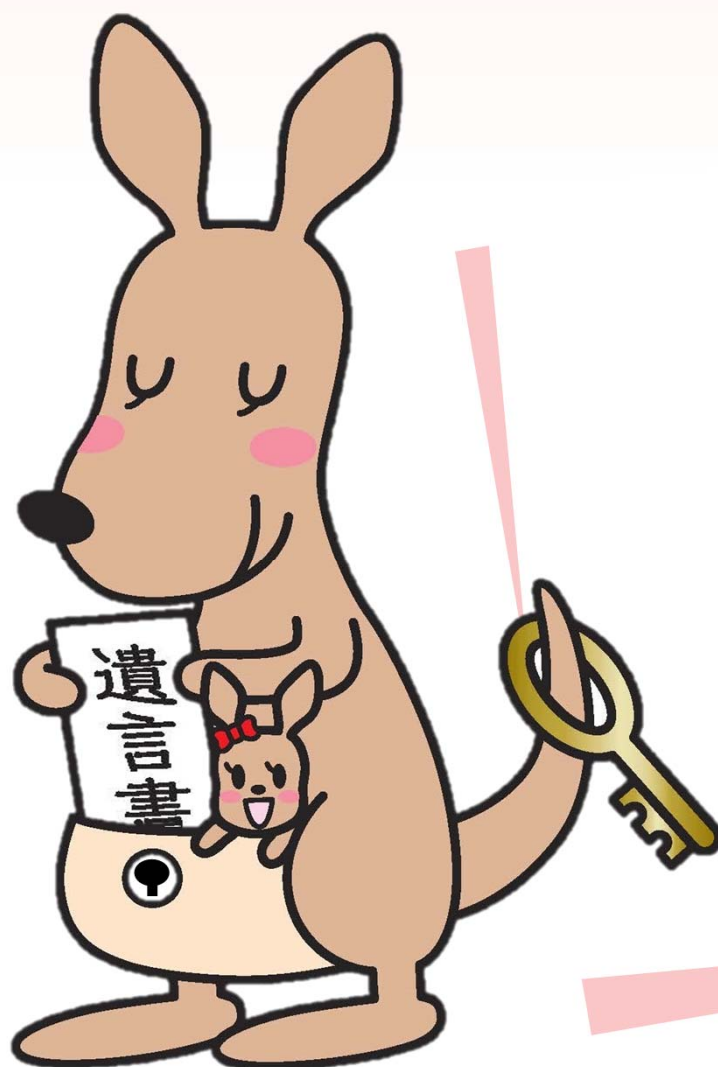


法務局における 自筆証書遺言書保管制度 の ご案内



あなたの大切な遺言書を
法務局（遺言書保管所）が
守ります。

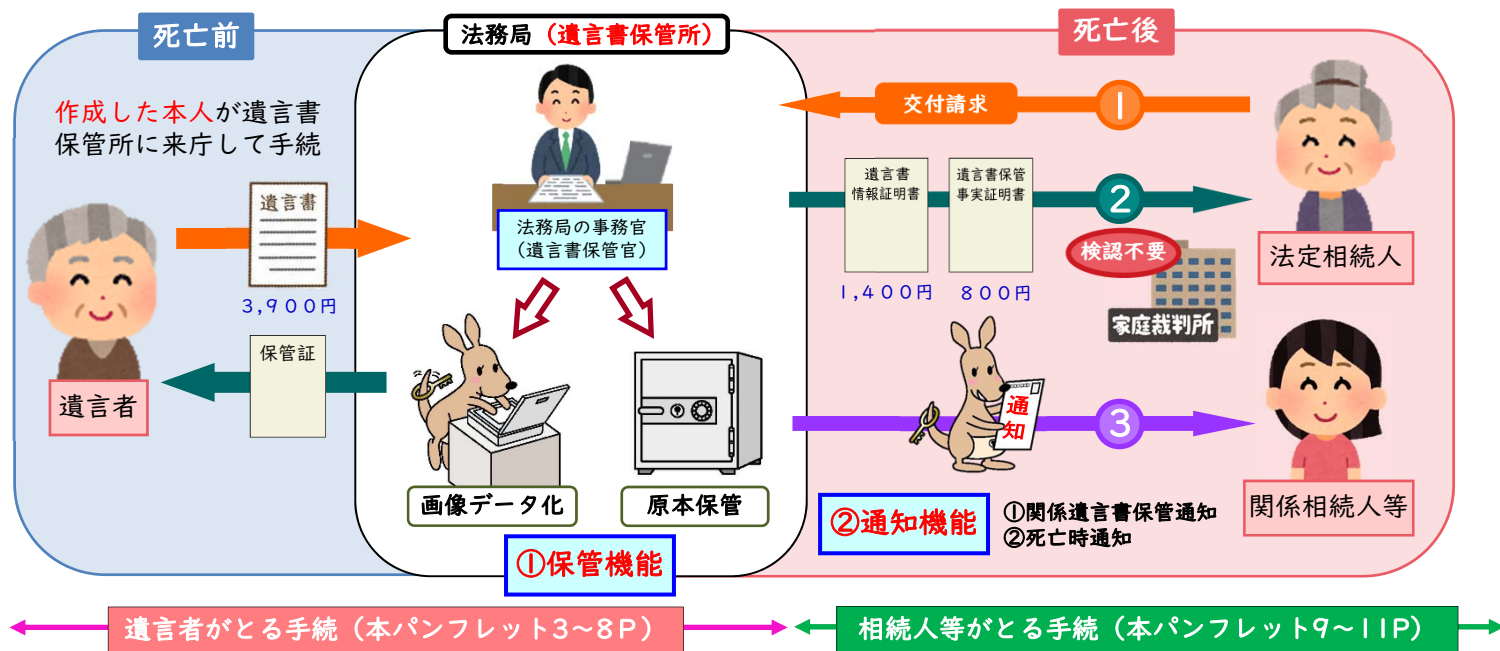
遺言書ほかんガルー

岐阜地方法務局



法務局における自筆証書遺言書保管制度

法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）の施行期日が令和2年7月10日と定められ、同日から制度の運用が開始されました。



公的機関である法務局の遺言書保管官が、保管申請のあった遺言書について、法律で定められた形式への適合を外形的に確認し、長期間大切に保管するため、家庭裁判所の検認が不要となります（①保管機能）。

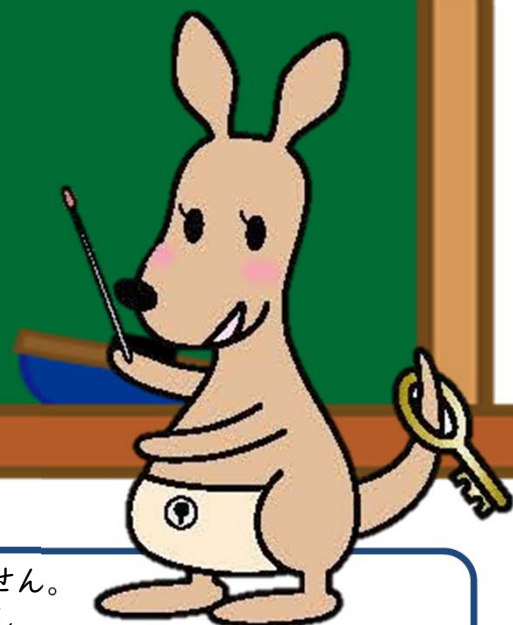
また、相続人の1人が保管されている遺言書の証明書を取得したり、閲覧を行った際に、遺言書保管官から他の全ての関係相続人等に遺言書が保管されている旨の通知がされるほか、保管申請時に希望があれば、遺言者の死亡後、遺言者があらかじめ指定した関係相続人等の1人に、同内容の通知をする制度が用意されています（②通知機能）。

保管申請時に「3,900円」の手数料の納付が必要となりますが、保管後に事情変更が生じたときは、無料で遺言を「撤回（申請）」することができるとも、この制度の「手軽さ」の特徴の1つです。

法務局保管

メリット

- 1 ☒ 遺言書の紛失・亡失・隠とく・改ざん なし
- 2 ☒ 相続人等への通知
- 3 ☒ 家裁の検認手続 不要
- 4 ☒ 方式不備による無効 減少
- 5 ☒ 保管料 3,900円
- 6 ☒ いつでも撤回可能
- 7 ☒ 全国一律のサービス



- ・法務局では遺言書の内容の相談を受け、関与することはできません。
- ・法務局では保管した遺言書の有効性を保証することはできません。
- ・遺言者が法務局に来庁して申請する必要がある、郵送や代理申請はできません。
- ・本パンフレット5Pステップ2エに例示する顔写真付きの本人確認書類が必要となります。



遺言制度の比較

	遺言書の作成者	検認手続の要否	証人の要否	遺言書の保管場所	滅失、改ざんの恐れ	自書できない人の作成	不備（内容・方式）による無効の可能性	費用	自宅や病院への出張の可否
自筆証書遺言（自宅等保管）	遺言者	必要	不要	自宅等	あり	不可	あり	不要	不可
自筆証書遺言（法務局保管）	遺言者	不要	不要	法務局（遺言書保管所）	なし	不可	内容不備あり 方式不備は低い	3,900円	不可
公正証書遺言	公証人	不要	必要	公証役場	なし	可	内容・方式ともに低い	公正証書作成手数料 + 証人日当 + 出張料（公証役場外）	可（公証人が出張）

自筆証書遺言（自宅等保管）は、自書が可能であれば遺言者本人のみで作成ができ、手軽で自由度の高い制度ですが、問題点もあります。

法務局における遺言書保管制度は、法務局への来庁が可能であれば、自筆証書遺言のメリットは損なわずに問題点を解消することができ、意思がより実現しやすくなります。



広がった選択肢の中から遺言者に適した制度を選んでいただけます。



遺言書を作成した理由の一例



遺言書は必要ですか？

民法では、

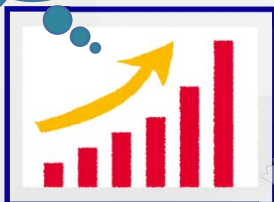
遺言は法律（法定相続）より優先する

つまり

とされています。

争続が一般化する中で

遺言者の最終意思を円滑に実現するための手段



遺言書を作成した理由

- ㊟ 争続（親族間の争い）回避
- ㊟ 相続人の負担軽減
- ㊟ 推定相続人以外に遺産を残したい

被相続人が遺言書を残していた場合は、法律（法定相続）よりも遺言書の内容が優先されます。一方で、法律は遺留分の取戻しの方法として、一定の範囲の相続人に遺留分侵害額請求を認めています。

そして、遺言がない場合、民法が定める法定相続を基本として、相続人全員が協議して遺産をどのように分けるかを定めることとなります。

近時では、その相続人が音信不通で連絡が取れないといったケースや、子どもがいない場合に、夫婦で築いた財産であっても、両親や兄弟姉妹を巻き込んだ「争続」にまで発展するケースもあるようです。



遺言書の様式の注意事項

以下は、本制度で預かる遺言書の形式面での注意事項です。
遺言書保管所においては、遺言の内容についての審査はしません。

遺 言 書

1 私は、私の所有する別紙1の不動産と、長男遺言一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

2 私は、私の所有する別紙2の^{預貯金}（~~不動産~~）と、次の者に遺贈する。

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
氏 名 甲山花子
生年月日 昭和〇年〇月〇日

3 私は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
職 業 弁護士
氏 名 東京和男
生年月日 昭和〇年〇月〇日

令和2年7月10日

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇

遺 言 太 郎

上記2中、3字削除3字追加 遺言太郎

1 / 3

余白 5 ミリメートル以上

余白 20 ミリメートル以上

余白 10 ミリメートル以上

財産の特定のためには、遺言書に財産目録を添付いただいた方が確実です。

推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者）には「相続させる」又は「遺贈する」と記載します。
※推定相続人に対して、財産を「相続させる」旨の遺言をする場合は、遺言書の保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】に記載する必要はありません。

※推定相続人に対して、財産を「遺贈する」場合は、遺言書の保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】に受遺者として、その氏名等を記載してください。

推定相続人以外の者には「相続させる」ではなく「遺贈する」と記載します。
※推定相続人以外の者に対して、財産を「遺贈する」場合は、遺言書の保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】に受遺者として、その氏名等を記載してください。

※遺言執行者については、遺言書の保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】にその氏名等を記載してください。

署名＋押印が必要です。
押印は認印でも差し支えありませんが、スタンプ印は避けてください。

内容を変更する場合には、その場所が分かるようにして、変更した旨を付記して署名し、変更した場所に押印をする必要があります。
変更が煩雑になる場合や心配な場合には、書き直すことをお勧めします。

遺言書を作成した年月日を記載してください。「〇年〇月吉日」などの記載では保管することはできません。

用紙は、A4サイズ（A4サイズ未満の用紙をA4サイズ用の用紙に貼付したものでも可）で、文字の判読を妨げるような地紋、彩色等のないものを使ってください。
財産目録以外は**全て自書**する必要があります。
長期間保存しますので、ボールペン等の容易に消えない筆記具を使ってください。
ページ数の記載や変更の記載を含めて、余白部分には何も記載しないでください。
裏面には何も記載しないでください。

（自書によらない財産目録の例）

通帳のコピーを財産目録として添付するときは、銀行名、支店名、口座名義、口座番号等が分かるページをコピーしてください。

不動産の場合には、所在、地番・家
屋番号等により特定できれば、登記
事項証明書の一部やコピーを財産
目録として添付してもかまいません。
※別紙Ⅰは、登記情報提供サービス
(<https://www1.touki.or.jp>) を利用
して印刷した例です。

別紙 2

余白 5 ミリメートル以上

イゴン タロウ

サマ

店番号

〇〇〇〇口座番号

000

0000000

株式会社 ●●●銀行(銀行コード)

お取引店

〇〇〇〇支店

お客さまコード

△△△△△△△△

電話

00-0000-0000

余白5ミリメートル以上

余白 20 ミリメートル以上

↕ 余白 5 ミリメートル以上

別紙 1

2020/04/01 08:40 電卓の画面です。

表 題 部 (土地の表示)		課税 (課税)		不動産番号 △△△△△△△△△△△△	
地積番号 (課税)		管理番号 (課税)			
所 在 △△△△△△△△△△一丁目 (課税)					
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 ㎡	原因及びその日付 (登記の日付)		
1番2	宅地	300.00	1番から分筆 平成20年10月14日		
所 有 者 △△△△△△△△△△一丁目1番1号 民 事 法 子					

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)		権 利 部 そ の 他 の 事 項	
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者
1	所有権保存	平成20年10月15日 第△△△△号	所有権 △△△△△△△△△△一丁目1番1号 民 事 法 子
2	所有権移転	平成20年10月27日 第△△△△号	原因 平成20年10月26日売買 所有権 △△△△△△△△△△一丁目1番2号 売 主 売 主 太郎

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)		権 利 部 そ の 他 の 事 項	
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者
1	抵当権設定	平成20年11月12日 第△△△△号	原因 平成20年11月4日金融機関貸付借付日 借 主 借 主 金 4,000万円 利 率 年 2.5% (年3金5日複利計算) 返済期 毎月14・15・16日 (毎月3日引当計算) 返済先 △△△△△△△△△△一丁目1番2号 当 地 大 商 店 抵当権者 △△△△△△△△△△一丁目1番6号 保 持 者 保 持 者 〇〇〇〇〇〇〇〇

※ 下線のあるものは経済事項であることを示す。

遺言太郎 (印)

2 /

余白 20 ミリメートル以上

余白5ミリメートル以上

余白 10 ミリメートル以上

3 / 3

遺言太郎 印

財産目録は、自書する必要はありませんが、記載のある全てのページに署名＋押印が必要です。

遺言書本文・財産目録には、各ページに
通し番号で、ページ数を自書してください。

遺言書は、左辺に2穴を開けて保管しますので、20ミリメートル以上の余白を確保してください。

用紙は、A4サイズ（A4サイズ未満の用紙をA4サイズの用紙に貼付したもので可）で、文字の判読を妨げるような地紋、彩色等のないものを使ってください。
長期間保存しますので、財産目録としてコピー等を添付する場合には、感熱紙等は使用せず、印字が薄い場合には、印刷・コピーをやり直してください。
ページ数の記載や変更の記載を含めて、余白部分には何も記載しないでください。
裏面には何も記載しないでください。



遺言者が遺言書を預ける（遺言書の保管の申請）

保管申請の流れ

ステップ

1

自筆証書遺言に係る遺言書を作成する

注意事項（パンフレット3P及び4P）をよく確認しながら、遺言書を作成してください。

ステップ

2

添付書類等の持参物を用意する

次のアからオまでのものを持参してください。

- ☐ **ア 遺言書**
ホッチキス止めはしないでください。封筒は不要です。
- ☐ **イ 申請書（ステップ3参照）**
あらかじめ記入して持参してください。
- ☐ **ウ 添付書類**
本籍・筆頭者の記載のある住民票の写し等（作成後3か月以内）
※遺言書が外国語により記載されているときは、日本語による翻訳文
- ☐ **エ 本人確認書類（顔写真付きで有効期限内のものをいずれか1点）**
マイナンバーカード 運転免許証 運転経歴証明書 旅券 乗員手帳
在留カード 特別永住者証明書 など
- ☐ **オ 手数料**
遺言書の保管の申請の手数料は、1通につき3,900円です（必要な収入印紙を
手数料納付用紙に貼ってください。）。
※一度保管した遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り返却されません。



ステップ

3

申請書を作成する

本パンフレットに挟み込んでいる申請書に、申請書記載例を参照しながら必要事項を記入してください。申請書記載に当たってのご不明な点は、最寄りの法務局にお尋ねください。

ステップ

4

保管の申請の予約をする

本パンフレット6Pのステップ4を参照してください。予約番号が発行されます。

ステップ

5

保管の申請をする

予約された日時に遺言者本人が、当該法務局（遺言書保管所）にお越しください。受付・審査・処理、保管証をお渡しするまでに、お1人当たり概ね50分程度お待ちいただきます。

ステップ

6

保管証を受け取る

交付される保管証のイメージ画像 →

手続終了後、遺言者の氏名、出生の年月日、遺言書保管所の名称及び保管番号が記載された保管証をお渡しします。

遺言書の閲覧、保管の申請の撤回、変更の届出をするときや、相続人等が遺言書情報証明書の交付の請求等をするときに、保管番号があると便利です。大切に保管してください。遺言書を法務局（遺言書保管所）に預けていることをご家族にお伝えになる場合には、保管証をコピーしてお渡しになると便利です。

保管証	
遺言者の氏名	氏名
遺言者の出生年月日	西暦/和暦
遺言書保管所の名称	法務局/出張所
保管番号	12345678901234

本証は遺言書の閲覧・撤回・変更の届出等に必要となります。

法務局/出張所
2024年12月31日



書類の原本還付とは

住民票の写しなどの添付書類とされている書類で、その原本の返却を希望される場合は、あらかじめ、ご自身でコピーを作成し、複数枚にわたるときは各葉に契印を押印し、末尾に「原本に相違ない」旨を記載し、記名・押印（署名）をしたものを提出し、原本とともに提出すれば、手続完了後に原本が返却されます。



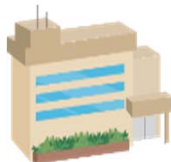
保管申請に当たっての事前セルフチェック

本制度では、ご自身で遺言書を作成し、必要な書類を取得の上、申請書を作成するといった準備ができ次第、法務局手続案内予約サービスによる予約又は電話による予約代行の依頼をしていただく手順としています。また、**本チェックリストにより、ご自身の準備の状態をチェックいただいてから予約をしていただくことをお勧めします。**

チェック

遺言書の保管申請をするためのチェックリスト（ステップ1からステップ4までのチェックができましたら「予約」をしてください。）

チェック事項	
ステップ1 遺言書の様式	
1 遺言書の用紙はA4判の丈夫な紙で、文字の判読を妨げるような地紋・色彩のないものですか。	☐
2 遺言書は、本文（財産目録を除く全文）、日付及び氏名を自書していますか。 また、氏名の横に押印していますか（印鑑は認印でも可）。	☐
3 遺言書は、消すことができない筆記具（黒色等の濃色の万年筆、ボールペン等）で記載していますか。	☐
4 遺言書の記載内容について	
(1) 遺言書の表題には「遺言書」と記載されていますか。	☐
(2) 遺言書の作成日（日付）は「○日」と記載されていますか（「吉日」等の表現は認められません。）。	☐
(3) 遺言内容について、「相続させる」、「遺贈する」といった表現を使用していますか。 パンフレット3Pの様式の青囲み部分をご覧ください。	☐
5 遺言書は、上下左右にそれぞれ余白がありますか。 (左20mm以上、右5mm以上、上5mm以上、下10mm以上)	☐
6 遺言書の用紙の裏面に記載はありませんか。	☐
7 遺言書には、ページ数を記載していますか。 (例：1ページの場合→1/1、計3ページの場合→1/3、2/3、3/3)	☐
8 遺言書の記載事項を訂正・加入又は削除した場合、余白部分に該当箇所についての記載をし、変更をした旨を付記して署名し、加えて、変更した場所に押印をしていますか。（ パンフレット3P参照 ）	☐
9 財産目録を自書していない場合、財産目録の全てのページに氏名を自書し、押印をしていますか。 (遺言書の財産目録について、不動産の登記事項証明書や通帳の写しを添付することも認められています。)	☐
10 遺言書は、ホッチキス止めをしていませんか。	☐
11 遺言書の用紙を折りたたんで、封筒などに封入していませんか。	☐
ステップ2 添付書類 （以下の書類が必要です。 官公署が作成した書類は、作成後3か月以内のものに限られます。 ）	
1 遺言者の本籍及び筆頭者の記載のある住民票の写し（遺言者を確認するため）	☐
2 遺言書が外国語で作成されている場合、日本語による翻訳文	☐
3 添付書類のうち、 原本の返却を希望する場合は 、「原本に相違ない」旨を記載し、記名・押印（署名）したコピー	☐
4 本人確認書類（ 提示 ） (個人番号カードや運転免許証等の本人の氏名、出生の年月日、住所、顔写真等が表示されている官公署から発行された証明書)	☐
ステップ3 遺言書保管のための申請書の記載 （※申請書の様式、記載例は同封されています。）	
1 申請書は、記載すべき事項を全て記載していますか。また、該当する□にはレ印を記入していますか。	☐
2 遺言書に「受遺者等」又は「遺言執行者等」を記載した場合は、申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】に記載しましたか。 注）ただし、遺言により保管申請時の推定相続人（※）の立場のみにある人に相続させる場合は、それらの推定相続人を「受遺者等」として申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】に記載する必要はありません（※推定相続人とは、現状のまま相続が開始された場合に、相続権がある人のことを言います。）。	☐
3 申請書に、記載事項の訂正、加入又は削除をした場合、二重線を引いてその近辺に正書しましたか。 (訂正した文字は読むことができる状態で残していますか。訂正箇所に押印はいりません。)	☐
4 申請書の印刷は、両面・拡大・縮小をしていませんか。また、印刷した用紙を再度コピーしていませんか。	☐
5 申請書の用紙に、汚損、ゆがみ及び変色等はありませんか。	☐
ステップ4 遺言書の保管のための申請先の法務局を、本パンフレットの裏面「岐阜地方法務局管内の遺言書保管所管轄」欄から選択してください。	☐



予約は、本パンフレット裏面の「予約をする方は」のQRコードから予約サービスにアクセスし、予約をいただくか、ステップ4で確認した申請先の法務局の窓口又は電話により、法務局職員に予約の代行を依頼してください。

予約代行時にお尋ねするのは、①漢字氏名、②生年月日、③郵便番号・住所、④連絡先電話番号となります。また、窓口の混雑状況によっては、予約番号のお伝えまでに、お待たせすることがあることをご了承願います。



遺言者が預けた遺言書を見る（遺言書の閲覧）

遺言者は、遺言書の閲覧の請求をして、遺言書保管所で保管されている遺言書の内容を確認することができます。閲覧の方法は、モニターによる遺言書の画像等の閲覧，又は、遺言書の原本の閲覧となります。

遺言書の閲覧の請求の流れ

ステップ

1

閲覧の請求をする遺言書保管所を決める



閲覧の請求ができる遺言書保管所

モニターによる閲覧

全国のどの遺言書保管所でも、閲覧の請求をすることができます。

遺言書原本の閲覧

遺言書の原本が保管されている遺言書保管所でのみ閲覧を請求することができます。

ステップ

2

請求書を作成する

請求書に必要事項を記入してください。請求書の様式は、
法務省HP（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html）
からダウンロードできます。また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。

ステップ

3

閲覧の請求の予約をする

→ P 6 参照

ステップ

4

閲覧の請求をする

請求書を遺言書保管所に提出してください。



閲覧の請求ができる者

・遺言者本人のみ



添付書類
不要です。



本人確認

遺言者の本人確認のため、運転免許証等、顔写真付きの身分証明書を提示していただきます。

→ P 5 参照

※モニターによる閲覧の手数料は、1回につき1,400円です。
※遺言書の原本の閲覧の手数料は、1回につき1,700円です。
※必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください。



ステップ

5

閲覧をする





遺言者が預けた遺言書を返してもらう（撤回）

遺言者は、遺言書保管所に保管されている遺言書について、保管の申請の撤回をすることにより、遺言書の返還等を受けることができます。

保管の申請の撤回の流れ

ステップ

1

撤回書を作成する

※保管の申請の撤回は、遺言の効力とは関係がありません。

撤回書に必要事項を記入してください。撤回書の様式は、
法務省HP (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)
からダウンロードできます。また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。



保管の申請の
撤回ができる者
・遺言者本人のみ



本人確認

→ P 5 参照

遺言者の本人確認のため、運転免許証等、顔写真
付きの身分証明書を提示していただきます。



ステップ

2

撤回の予約をする

→ P 6 参照



保管の申請の撤回ができる遺言書保管所

遺言書の原本が保管されている遺言書保管所のみです。

ステップ

3

撤回し、遺言書を返してもらう

撤回書（及び添付書類）を遺言書保管所に提出してください。



添付書類 不要です。ただし、保管の申請時以降に遺言者の氏名、住所等に変更が生じている場合には、変更が生じた事項を証する書面を添付する必要があります。

※遺言書の保管の申請の撤回には手数料はかかりません。



遺言者が変更事項を届け出る（変更の届出）

遺言者は、保管の申請時以降に氏名、住所等に変更が生じたときには、遺言書保管官にその旨を届け出る必要があります。

ステップ

1

届出書を作成する

届出書に必要事項を記入してください。届出書の様式は、
法務省HP (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)
からダウンロードできます。また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。



変更の届出ができる者

・遺言者本人 左記の親権者や成年後見人等の法定代理人

ステップ

2

変更の届出の予約をする

→ P 6 参照



変更の届出ができる遺言書保管所

全国のどの遺言書保管所でも届出をすることができます。 ※変更の届出は郵送でも可能です。

ステップ

3

変更の届出をする

変更届出書及び添付書類を遺言書保管所に提出又は送付してください。



添付書類 変更が生じた事項を証する書面（住民票の写し、戸籍謄本等）

届出人（遺言者）の身分証明書（コピーの場合は原本証明要）

法定代理人が届出する場合 戸籍謄本（親権者）又は登記事項証明書（後見人等）（作成後3か月以内）

※遺言者本人の氏名、住所等に変更が生じた場合には添付書類が必要となります。それ以外の場合には添付書類が不要とですが、正確な通知のため、住民票等で確認いただいた上で届け出てください。

※変更の届出には手数料はかかりません。



相続人等が遺言書が預けられているか確認する（証明書の請求）

遺言書保管事実証明書とは

遺言書保管事実証明書の交付の請求をし、特定の遺言者の、自分を相続人や受遺者等又は遺言執行者等とする遺言書が保管されているか否かの確認ができます（遺言者が亡くなっている場合に限られます。）。

遺言書保管事実証明書の交付の請求の流れ

ステップ

1

交付の請求をする遺言書保管所を決める



交付の請求ができる遺言書保管所

全国のどの遺言書保管所でも、交付の請求をすることができます。

ステップ

2

請求書を作成する



交付の請求ができる者

・相続人・遺言執行者等・受遺者等 左記の親権者や成年後見人等の法定代理人



添付書類

- ⑦遺言者の死亡の事実を確認できる戸籍（除籍）謄本
- ⑧請求人の住民票の写し又は請求人の運転免許証など（コピーの場合は原本証明要）

相続人が請求する場合

- ⑦遺言者の相続人であることを確認できる戸籍謄本

法定代理人が請求する場合

- ⑧戸籍謄本（親権者）や登記事項証明書（後見人等）（作成後3か月以内）

請求人が法人である場合

- ⑨法人の代表者事項証明書（作成後3か月以内）

ステップ

3

交付の請求の予約をする

ステップ

4

交付の請求をする

→ P 6 参照

遺言書保管事実証明書の手数料は、1通につき800円です（必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください。）。
送付の方法による交付の請求の場合は、ご自身の住所を記載した返信用封筒と、切手を同封してください。

ステップ

5

証明書を受け取る

窓口請求の場合

運転免許証等により本人確認をした後、遺言書保管事実証明書をお渡しします。

→ P 5 参照

送付請求の場合

請求人の住所に宛てて遺言書保管事実証明書を送付します。

遺言書が保管されている場合には、遺言書情報証明書の交付の請求

→ P 10 参照

や遺言書の閲覧

→ P 11 参照

を行い、遺言書の内容を確認することができます。

↓ 交付される証明書のイメージ画像 →

認証文の種類

	保管されている	保管されていない
相続人	「上記の遺言者の申請に係る遺言書が遺言書保管所に保管され、上記のとおり遺言書保管ファイルに記録されていることを証明する。」	「上記の遺言者の申請に係る遺言書が遺言書保管所に保管されていないことを証明する。」
相続人以外の方	「上記の遺言者の申請に係る請求人を受遺者等（略）又は遺言執行者等（略）とする遺言書が遺言書保管所に保管され、上記のとおり遺言書保管ファイルに記録されていることを証明する。」	「上記の遺言者の申請に係る請求人を受遺者等（略）又は遺言執行者等（略）とする遺言書が遺言書保管所に保管されていないことを証明する。」



相続人等が遺言書の内容の証明書を取得する（証明書の請求）

遺言書情報証明書とは

相続人等は、遺言書情報証明書の交付の請求をし、遺言書保管所に保管されている遺言書の内容の証明書を取得することができます（遺言者が亡くなっている場合に限られます。）。

遺言書情報証明書の交付の請求の流れ

ステップ

1

交付の請求をする遺言書保管所を決める



交付の請求ができる遺言書保管所

全国のどの遺言書保管所でも、交付の請求をすることができます。



交付の請求ができる者

- ・相続人
- ・受遺者等
- ・遺言執行者等

上記の親権者や成年後見人等の
法定代理人

ステップ

2

請求書を作成する



添付書類

法定相続情報一覧図
の写しを活用ください！

法定相続情報一覧図
の写しを持っていますか？

いいえ

添付書類

㊦ ㊧ ㊨

はい

同一覧図の写しに住所
の記載はありますか？

いいえ

添付書類

㊦ ㊨

はい

添付書類

㊦

→同封の
リーフレット参照

添付書類

㊦ 法定相続情報一覧図の写し（住所の記載があるもの）

㊦ 法定相続情報一覧図の写し（住所の記載がないもの）

㊦ 遺言者の出生時から死亡時までの全ての戸籍（除籍）謄本

㊦ 相続人全員の戸籍謄本

㊦ 相続人全員の住民票の写し（作成後3か月以内）

受遺者、遺言執行者等が請求する場合 請求人の住民票の写し

請求人が法人である場合 法人の代表者事項証明書
（作成後3か月以内）

法定代理人が請求する場合 戸籍謄本（親権者）や登記事項証明書
（後見人等）（作成後3か月以内）

※遺言書を保管している旨の通知を受けた方が請求する場合等は、
㊦から㊨までの書類の添付は不要です。
※相続人から廃除された方がある場合には、その方の戸籍謄本等を要
します。

ステップ

3

交付の請求の予約をする

→P 6 参照

ステップ

4

交付の請求をする

遺言書情報証明書の手数料は、1通につき1,400円です（必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください。）。
送付の方法による交付の請求の場合は、ご自身の住所を記載した返信用封筒と、切手を同封してください。

ステップ

5

証明書を受け取る

- ・遺言書情報証明書は、登記や各種手続に利用することができます。
- ・家庭裁判所の検認は不要です。

窓口請求の場合

運転免許証等により本人確認をした後、遺言書情報証明書をお渡しします。

→P 5 参照

送付請求の場合

請求人の住所に宛てて遺言書情報証明書を送付します。

その他の相続人等への通知

相続人等が証明書の交付を受けると、遺言書保管官はその方以外の相続人等に対して遺言書を保管している旨を通知します。

↓交付される証明書のイメージ画像

遺言書

私は、私の所有する別荘の不動産を、長男遺言一部（昭和〇年〇月〇日）

遺言書情報証明書

遺言者	遺言 太郎
請求の年月日	昭和〇年〇月〇日
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
本籍地/氏名（国又は姓）	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

1 / 3

1 / 4



相続人等が遺言書を見る（遺言書の閲覧）

相続人等は、遺言書の閲覧の請求をして、遺言書保管所で保管されている遺言書の内容を確認することができます。閲覧の方法は、モニターによる遺言書の画像等の閲覧、又は、遺言書の原本の閲覧となります（遺言者が亡くなられている場合に限られます。）。

遺言書の閲覧の請求の流れ

ステップ

1

閲覧の請求をする遺言書保管所を決める



閲覧の請求ができる遺言書保管所

モニターによる閲覧

全国のどの遺言書保管所でも、閲覧を請求することができます。

遺言書原本の閲覧

遺言書の原本が保管されている遺言書保管所でのみ閲覧を請求することができます。

ステップ

2

請求書を作成する



閲覧の請求ができる者

・相続人・受遺者等・遺言執行者等

上記の親権者や成年後見人等の法定代理人



添付書類

→ P 10 参照

ステップ

3

閲覧の請求の予約をする

→ P 6 参照

ステップ

4

閲覧の請求をする

請求書を遺言書保管所に提出してください。



本人確認

請求人の本人確認のため、運転免許証等、**顔写真付きの身分証明書**を提示していただきます。



※モニターによる閲覧の手数料は、1回につき1,400円です。

※遺言書の原本の閲覧の手数料は、1回につき1,700円です。

※必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください。



→ P 5 参照

ステップ

5

閲覧をする

相続人等



その他の相続人等への通知

相続人等が遺言書の閲覧をすると、遺言書保管官はその方以外の相続人等に対して遺言書を保管している旨を通知します。



自筆証書遺言書保管制度のQ & A

Q

A

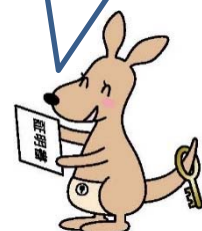
1	法務局（遺言書保管所）で遺言書の書き方を教えてください。	遺言書の作成に関するご相談には一切応じられません。 遺言書の様式については、P3、P4をご覧ください、あらかじめご自身で作成の上、来庁いただくようお願いします。
2	遺言書の様式について、用紙に模様があるのですが、申請可能ですか。	その模様が文字の判読に支障がないものであれば、申請可能です。
3	遺言書を何色か色分けして書いてもよいですか。	保管されている遺言書について、相続人等がその内容を確認する手段として遺言書情報証明書の交付の請求や遺言書の閲覧があります。閲覧については原本とモニターによる方法があり、色分けを確認することができますが、遺言書情報証明書は白黒で出力されるため色分けを確認することができません。したがって、本制度を利用する場合、遺言書を色分けして作成することはお勧めしません。
4	保管制度が開始する前に作成した遺言書でも預かってもらえますか。	作成した遺言書が所定の様式（P3、P4参照）に合うものであれば、保管申請することが可能です。
5	申請書・請求書は、どこでももらえますか。	法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)に掲載している様式をダウンロードして入力することで作成いただくことができます。 なお、法務局（遺言書保管所）の窓口でも入手可能です。
6	保管の申請をしたいのですが、遺言者本人が病気のため法務局（遺言書保管所）へ出頭できない場合はどうすればよいですか。	本人出頭義務を課していることから、その場合には、本制度をご利用いただけません。なお、介助のために付添人に同伴していただくことは差し支えありません。
7	保管の申請時には、遺言書を封筒に入れたまま法務局（遺言書保管所）へ持参すればよいですか。	申請時には遺言書原本のみをお出しいただくことになります。 封筒は不要です。
8	本人確認について、顔写真付きの身分証明書を所持していない場合はどうすればよいですか。	本人出頭義務を課していることから、なりすましを防止するため、顔写真付きの身分証明書の提示が必須となります。例えば、マイナンバーカードであれば、誰でも取得できますのでご検討願います。
9	保管の申請の手数料について、保管年数に応じて手数料も増えるのですか。	保管申請の手数料は、その後の保管年数に関係なく申請時に定額（遺言書1通につき、3,900円）を納めていただきます。
10	手数料納付のための収入印紙はどこで購入すればよいですか。	各法務局（遺言書保管所）庁舎内の収入印紙の販売窓口又はお近くの郵便局等で販売しています。詳しくは、申請・請求予定先の法務局（遺言書保管所）にお問い合わせください。
11	遺言書を法務局（遺言書保管所）に預けたことを家族に伝えておいた方がよいですか。	法務局（遺言書保管所）に預けたことをご家族（相続人となり得る方）に伝えておいただくと、相続開始後、ご家族が、スムーズに遺言書情報証明書の請求手続等を行うことができます。保管証を利用すると確実です。
12	保管証を紛失した場合には、再発行可能ですか。	保管証の再発行はできませんので、大切に保管してください。なお、保管証があるとその他の手続がスムーズですが、保管証がない場合でも手続は可能です。

13	保管の申請をした後に、遺言書の内容を変更したい場合はどうすればよいですか。	保管の申請の撤回をして遺言書の返還を受けて、遺言書の内容を変更してから、再度保管の申請をしていただくことを推奨します。撤回をせずに新たな遺言書を預けることも可能です。いずれの場合も改めて保管の申請の手数料がかかります。
14	遺言書の保管の申請の撤回を行った場合に、その遺言は無効になるのですか。	遺言書の保管の申請の撤回は、法務局（遺言書保管所）に遺言書を預けることをやめることであり、その遺言の効力とは関係がありません。
15	遺言書の閲覧をしたいのですが、遺言書が保管されている法務局（遺言書保管所）が遠方の場合もその法務局（遺言書保管所）へ行かなければなりませんか。	遺言書の閲覧方法として、遺言書原本を閲覧する方法のほか、モニターで遺言書を閲覧する方法があります。モニターの方法による場合には、全国どこの法務局（遺言書保管所）においても閲覧が可能となります。
16	遺言書情報証明書を取得したいのですが、自分で法務局（遺言書保管所）へ行かなければなりませんか。	保管の申請の場合（Q6）と異なり、遺言書情報証明書等の交付については、ご自身で法務局（遺言書保管所）の窓口に出向いて請求するほか、郵送による請求や、法定代理人による手続も可能です。なお、保管の申請書や請求書等の書類については、司法書士等にその作成を依頼することができます。
17	遺言書情報証明書はどのような手続に使用できますか。	今まで遺言書の原本を必要としていた相続登記手続等や銀行での各種手続について、遺言書情報証明書を使用していただくことを想定しています。
18	家族（相続人）は法務局（遺言書保管所）に保管されている遺言書を返却してもらおうことができますか。	法務局（遺言書保管所）に保管されている遺言書については、家族（相続人）であっても返却を受けることはできません。内容を確認するには、遺言書情報証明書の交付の請求又は遺言書の閲覧をしてください。
19	予約せずに直接法務局（遺言書保管所）に行った場合には申請を受け付けてもらえますか。	各種申請・請求に当たっては原則として予約が必要です。予約せずに来庁された場合、長時間お待ちいただいたり、その日に手続ができない場合があります。
20	自筆証書遺言を作成したら必ず法務局（遺言書保管所）に預けなければならないのですか。	本制度は、自筆証書遺言に係る遺言書について、法務局（遺言書保管所）に保管をするという選択肢を増やすものであり、従来どおり自宅等で保管していただくことも可能です。
21	自筆証書遺言と公正証書遺言のどちらを選べばよいですか。	自筆証書遺言と公正証書遺言の主な特徴については、P2に記載していますので参考にしてください。なお、どちらを選ぶべきかは、ご本人の判断ですので、法務局（遺言書保管所）ではお答えできません。

【自筆証書遺言書保管制度における手続】

申請・請求の種別	申請人・請求人	手数料
遺言書の閲覧の請求（モニター）	遺言者、関係相続人等	1件につき 1,400円
遺言書の閲覧の請求（原本）	遺言者、関係相続人等	1件につき 1,700円
遺言書情報証明書の交付請求	関係相続人等	1件につき 1,400円
遺言書保管事実証明書の交付請求	関係相続人等	1件につき 800円
申請書等・撤回書等の閲覧の請求	遺言者、関係相続人等	1つの申請に関する申請書等又は1つの撤回に関する撤回書等につき、 1,700円

遺言書情報証明書は、遺言書原本と同等のものとして不動産登記手続等にご利用いただけます。



相続手続の際には 法定相続情報証明制度をご利用ください!!

法定相続情報証明制度とは？

各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなり，手続をスムーズに進めることができる**大変便利な制度**です。

自筆証書遺言書保管制度の証明書の交付の請求に添付して利用できるほか，金融機関，税務署，年金等の相続に関する手続に利用できます！

※ 戸籍関係書類を登記官が確認し，法定相続人が誰であるかの証明書を無料で交付する制度です。相続手続に必要な他の書類は，各機関で異なりますので，提出先となる各機関にご照会ください。





お問 合 せ

予約をする方は

法務局手続案内予約サービス専用HPから、各手続をご予約いただけます。

<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

岐阜地方法務局管内の法務局（遺言書保管所）の予約

<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu-bo-26-u/>



岐阜地方法務局管内の遺言書保管所管轄

本局供託課	058-245-3181	岐阜市,羽島市,各務原市,山県市,瑞穂市,本巣市,羽島郡,本巣郡
八幡支局	0575-67-1411	郡上市
大垣支局	0584-78-3347	大垣市,海津市,養老郡,不破郡,安八郡,揖斐郡
美濃加茂支局	0574-25-2400	関市,美濃市,美濃加茂市,可児市,下呂市のうち金山町(★),加茂郡,可児郡
多治見支局	0572-22-1002	多治見市,瑞浪市,土岐市
中津川支局	0573-66-1554	中津川市,恵那市
高山支局	0577-32-0915	高山市,飛騨市,下呂市(★除く。),大野郡



※ 遺言者の住所地、本籍地、遺言者が所有する不動産の所在地のいずれかを管轄する遺言書保管所に保管申請をすることができます。



法務局における自筆証書遺言書保管制度（HP）

法務省HP http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

岐阜地方法務局遺言書保管サイト

http://houmukyoku.moj.go.jp/gifu/page000001_00022.html



お 知 ら せ

岐阜地方法務局
まなび講座（WEB or 出前）
を開設しました！



YouTube名古屋法務局
チャンネル（外部リンク）
に本制度等の無声紙芝居
動画を掲載しました！



- その1 保管申請
- その2 法定相続
- その3 証明書交付

遺言・相続等に関する法制度や相談窓口 日本司法支援センター岐阜地方事務所（法テラス）

法テラス岐阜 〒500-8812 岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F

<https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/gifu/>

0570-078345（IP電話からは 050-3383-5471）

受付時間

平日 9:00～17:00（年末年始を除く。）



遺言・相続等に関する相談

●最寄りの弁護士

岐阜県弁護士会HP

<https://www.gifuben.org/>

☎058-265-0020

●最寄りの公証役場

岐阜公証人合同役場HP

<https://www.kosyonin.jp/gifu/>

☎058-263-6582

●最寄りの司法書士

岐阜県司法書士会HP

<https://www.gifu-shihoushoshi.or.jp/>

☎058-246-1568

●最寄りの土地家屋調査士

岐阜県土地家屋調査士会HP

<http://www.gi-cho.com/>

☎058-245-0033